

令和2年6月22日

関係各位

豊川市総務部資産税課長

令和2年度都市計画税の税率を「0.3%」から「0.2%」へ引き下げます。

平素は、税務行政にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。さて、本市では、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、令和2年度に限り都市計画税の税率を引き下げ、市民生活の支援及び地域経済の活性化を図ります。

つきましては、令和2年度都市計画税の税率を令和2年4月1日に遡り下記のとおり改正しますので、関係者への周知をお願いします。

記

1 都市計画税の税率

令和2年度都市計画税税率	改正前	改正後
	0.3%	0.2%

2 税率（税額）変更の告知及び通知の時期

9月中旬を目途に遅くとも10月1日までには事務処理を完了し、対象となる納税者の方への税額の変更（更正）通知書及び、全期納付された方には還付通知書を送付します。

3 その他

別紙「豊川市：令和2年度都市計画税の税率引き下げについて」チラシについて、啓発用に電子データが必要でしたらご連絡ください。

（問合せ先） 豊川市総務部資産税課 ☎0533-89-2130

## 豊川市：令和2年度都市計画税の税率引き下げについて

◎都市計画税の税率を引き下げます。



©いなりん\*

対象となる方	令和2年度固定資産税・都市計画税のうち都市計画税が課税(市街化区域に土地・家屋を所有する)されているすべての納税義務者が対象となります。
制度の内容	令和2年度に限り都市計画税の税率を0.3%から0.2%に引き下げます。
スケジュール	令和2年度固定資産税・都市計画税の第3期(11月2日納期限)・第4期(令和3年2月1日納期限)の税額を調整(引き下げ)し、通知書を9月中旬を目途にお知らせします。 ※全期納付された方は、別途還付通知書をお送りします。

【お問合せ先】

豊川市総務部資産税課

☎：0533-89-2130 (直通)